

大船渡市・三陸町合併合同検討会幹事会設置要領

(目的)

第1条 大船渡市・三陸町合併合同検討会規約第6条第2項の規定に基づき、大船渡市・三陸町合併合同検討会幹事会(以下「幹事会」という。)に関し、必要な事項を定めるものとする。

(所掌事項)

第2条 幹事会は、大船渡市・三陸町合併合同検討会(以下「検討会」という。)の運営に関し、協議又は調整するものとする。

(組織)

第3条 幹事会は、次に掲げる者をもって組織する。

- (1)大船渡市の助役、収入役、総務部長、総務課長及び企画財政課長
- (2)三陸町の助役、収入役、総務課長、企画商工課長及び水産振興課長

- 2 幹事会に幹事長及び副幹事長を置く。
- 3 幹事長及び副幹事長は、幹事の互選とする。

(幹事長及び副幹事長)

第4条 幹事長は、幹事会を総理し、幹事会を代表する。

- 2 副幹事長は、幹事長を補佐し、幹事長に事故あるとき、又は幹事長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 幹事長は、必要に応じて幹事会を招集し、会議の議長となる。

- 2 幹事長は、必要に応じて大船渡市又は三陸町の関係職員の出席を求め、意見を聞くことができる。

(庶務)

第6条 幹事会の庶務は、検討会の事務局において処理する。

(補則)

第7条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要領は、平成13年5月16日から施行する。